

準会員規程

(目的)

第1条 公認心理師あるいは臨床心理士の養成課程に在籍する大学院生の職業倫理、資質及び技能の向上に貢献することを通じて、定款第3条に規定する本会の目的、すなわち東京都内の公認心理師及び臨床心理士の連携を密にし、公認心理師及び臨床心理士の職業倫理、資質及び技能の向上をはかり、もって人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とすることを達成するため準会員規程を定める。

(準会員)

第2条 法第28条の規定により公認心理師の登録を受けた者または公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士ではなく、かつ大学院において公認心理師あるいは臨床心理士の養成の課程に在籍している者であって、本会の趣旨に賛同し、原則として東京都内に在住または在籍し、本会に入会した者

(正会員への移行)

第3条 準会員が正会員となる資格を得、かつ正会員への移行を希望する場合は、公認心理師法（平成27年9月16日法律第68号）第28条の規定により公認心理師の登録を受けた日、または公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士の認定を受けた日のどちらか早い日より2か月以内に正会員移行申込の手続きを行うものとする。

2 準会員は、大学院における公認心理師あるいは臨床心理士の養成の課程を修了した後も、公認心理師の登録あるいは臨床心理士の認定を受けるまでは準会員として在籍できる。ただし、準会員として本会に在籍できるのは、入会年度より最大5事業年度までとする。なお、大学院における公認心理師あるいは臨床心理士の養成の課程を修了した者であって、一度本会を退会した者は、準会員として再入会することはできない。

(入会金)

第4条 準会員の入会金は、1,000円とする。

2 準会員である者が正会員に移行する場合は、会費規程6条で定めた正会員の入会金を免除する。

3 準会員であって、その資格を喪失した者あるいは本会を退会した者が、他の会員種別によって再び入会を希望する場合は、第2項は適用せず、当該会員種別の入会金を支払うものとする。

(年会費)

第5条 準会員の年会費は、3,000円とする

2 第3条第1項に基づき正会員移行申込の手続きをした場合であって、すでに準会員年会費を支払っていた場合には、変更年度による準会員年会費と正会員年会費における差額の追加徴収はせず、次年度より正会員年会費を支払うものとする。

(準会員資格の喪失)

第6条 準会員は、大学院における公認心理師あるいは臨床心理士の養成の課程を辞退あるいは退学、除籍となったときにその準会員資格を喪失する。

(準会員資格の停止)

第7条 準会員が在籍している大学院から停学処分を受けた場合には、その準会員資格を停止する。

(義務)

第8条 準会員は、大学院における公認心理師あるいは臨床心理士の養成の課程を辞退あるいは退学、除籍となったとき、または在籍している大学院から停学処分を受けたときは、直ちに本会にその旨を報告しなければならない。

(退会)

第9条 準会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、年会費の納入については下記のとおりとする。

(1) 準会員が4月末日までに退会を申し出た場合は、当該事業年度の年会費を免除する。

(2) 準会員が5月1日以降に退会を申し出た場合は、当該事業年度の年会費を納入しなければならない。

3 準会員は、退会時において未納の入会金または年会費がある場合、退会后においてもその納入義務を免れることはできない。但し、準会員が死亡若しくは失踪宣告を受けたとき又は解散した時を除く。

4 第2項の規定は、定款第8条の規定により会員資格を喪失した準会員には適用せず、資格喪失の時期にかかわらず、当該事業年度の年会費を納入しなければならないものとする。

5 準会員が第6条によりその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(変更)

第10条 この規程は、理事会の決議により変更する。

2023年6月18日施行